

答申第 678 号

平成 30 年 4 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 31 日付けで諮問された特定協議会の特定審議事項に関する文書不存在の件（諮問第 757 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定協議会の特定審議事項に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年5月19日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定日に開催された特定協議会の総会（以下「本件総会」という。）において提出された、特定報告事項に係る状況が分かる一切の文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年6月1日付けで本件対象文書は作成も取得もしていないため不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年6月12日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、特定市A及び特定市B（以下「本件関係市」という。）の上級官庁として、本件総会において特定報告事項を含む議案を承認しており、特定報告事項の内容を知る立場にあることから本件対象文書は存在するはずである。
- (2) 審査請求人は、本件総会を傍聴したが、特定報告事項について資料がなく実施機関は何をもって承認したのか不明である。本件処分は県民に対する説明責任の放棄であり、情報公開制度を形骸化するもので許されるものではない。
- (3) 条例第1条の目的にあるとおり、処分庁は、県政の説明責任の観点から、「作成も取得もしていないため」を理由とした公開拒否決定処分を取り消し、

審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる文書について、改めて公開するか否かの決定をすべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関と本件関係市との関係について

実施機関は、特定協議会の一構成団体であり、そもそも本件関係市の上級官庁の立場になく、上級官庁の立場として本件対象文書を取得することはない。

イ 特定報告事項の対象である事業に関する文書について

実施機関は、特定報告事項の対象である事業について、本件関係市に対して口頭による助言をしたことはあるものの、口頭連絡のみであり、そもそも特定報告事項に関する文書は作成も取得もしていない。

ウ 本件総会に係る幹事会に関する文書について

実施機関は、本件総会の開催に向けた幹事会に参加したが、その際には本件総会で出席者に配布された議題等の資料（以下「本件議題資料」という。）のみが使用され、また、幹事会に係る記録も作成されていない。

エ 本件総会に係る復命書について

本件総会には実施機関の所属長が出席していたことから、実施機関としては、上司に随行した場合と判断したため、本件総会に係る復命書は作成していない。

オ その他

本件対象文書の検索にあたっては、実施機関において、くまなく検索を行ったが、本件対象文書は存在しなかった。また、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件議題資料は、実施機関において保管しているが、審査請求人は本件総会を傍聴しており、傍聴者には本件議題資料が配付されている。また、本件

請求時に審査請求人と面談し、本件請求の内容を確認した際、審査請求人が本件議題資料を所持していたため、本件議題資料については本件請求の対象外としたものである。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項及び第20条第1項本文並びに神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関と本件関係市との関係について

審査請求人は、実施機関は本件関係市の上級官庁として本件総会において特定報告事項を含む議案を承認しており、特定報告事項の内容を知る立場にあることから、本件対象文書は存在するはずである旨主張している。

当審査会が確認したところ、実施機関の説明するとおり、実施機関は、特定協議会の一構成団体であり、そもそも本件関係市の上級官庁の立場になく、上級官庁の立場として本件対象文書を取得することはないことが認められる。

イ 特定報告事項の対象である事業に関する文書について

当審査会が確認したところ、特定報告事項の対象である事業について、本件関係市に対して口頭による助言をしたことはあるものの、口頭連絡のみであり、そもそも特定報告事項に関する文書は作成も取得もしていないとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

ウ 本件総会に係る幹事会に関する文書について

当審査会が確認したところ、実施機関は、本件総会の開催に向けて本件関係市との幹事会に参加していることが認められる。

他方、当該会議においても本件議題資料のみが使用され、また、当該幹事会に係る記録も作成されていないとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

エ 本件総会に係る復命書について

実施機関は、本件総会には実施機関の所属長が出席していたことから、実施機関としては、上司に随行した場合と判断したため、本件総会に係る復命書は作成していない旨主張している。

当審査会が確認したところ、神奈川県職員服務規程第22条は、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽微な事項についてはこの限りではないとしている。同規定を踏まえると、実施機関が本件総会について上司に随行した場合と判断し、復命書を作成していないとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

当審査会が確認したところ、本件議題資料は、実施機関において保管されており、また、審査請求人は本件総会を傍聴しており、傍聴者には本件議題資料が配付されていることが認められる。

他方、本件請求時に審査請求人と面談し本件請求の内容を確認した際、審査請求人が本件議題資料を所持していたため、本件議題資料については本件請求の対象外としたとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

(3) まとめ

以上を踏まえると、本件対象文書を作成及び取得していないことを理由に不存在であるとする実施機関の説明に、特段不合理な点は見当たらない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 31 日	○ 諮問
12 月 20 日 (第 179 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 10 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取。
1 月 25 日 (第 180 回部会)	○ 審議
2 月 21 日 (第 181 回部会)	○ 審議
3 月 23 日 (第 182 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 4 月 12 日現在) (五十音順)